

質疑回答書

令和4年3月2日

吹田市水道事業管理者 宛

件名 さく井掘削工事「電子入札案件」

番号	項目	質疑事項	回答
1		最低制限価格の算定基準について、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の算定率をご教示ください。	吹田市工事請負契約等に係る発注要領第8条第2項に規定のとおりです。 同要領については、吹田市ホームページ「事業者」>契約・入札のうち「業者登録や工事契約等に関する要領・規定」からご確認ください。
2		諸経費は、令和3年度水道事業実務必携 構造物工事(浄水場等)でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		管材費の対象額は、第3号明細書の合計金額またはケーシングパイプ、スクリーンの合計でしょうか。	第3号明細書の合計金額及び、その他導水管工、雨水管工、汚水管工を管材費の対象としています。
4		資材単価は、3月度物価資料(2誌)の平均でしょうか。	資材単価は2月度物価資料2誌のうち安価な方を採用しています。
5		第38号明細書 フェンスの高さ以外の規格をご教示ください。	発注図面2/17「旧わかたけ園 計画平面図」記載の商品の品番を参照ください。
6		第41号明細書 保安工 交通警備員Bの数量をご教示ください。	交通誘導警備員の配置数については「さく井掘削工事 特記仕様書 第2章第15条 交通誘導警備員の配置について」を参照ください。
7		①「さく井工事の労務単価」と「地盤変動影響調査等の技術者の労務単価」は令和3年度版と令和4年度版のどちらを採用していますか。 ②さく井工事の労務単価は「水道事業実務必携」と「さく井・改修工事標準歩掛資料」のどちらを採用していますか。	①本案件設計書の労務単価は令和3年度版を採用しています。 ②労務単価は「さく井・改修工事標準歩掛資料」を採用し、諸経費に関しては「水道実務必携」を採用しています。
8	設計図書 6・7	地盤変動影響調査等の設計書内容で、事前調査・事後調査とで内容が異なる箇所があります。「事前:非木造建物イ 200㎡以上300㎡未満」、「事後:木造建物A 200㎡以上300㎡未満」単価表では木造建物Aとしてみておりますが、どちらが正しいのでしょうか。	事前・事後共に木造建物Aとして計上しているので「木造建物A」で積算してください。
9		入札資格案件において、(6)官公庁等が発注した水道事業に供するケーシング管口径300mm以上、かつ、深度270m以上のさく井工事を元請として施工した実績がある者であること。とありますが、弊社では、平成元年に吹田市水道部が発注された「片山浄水場4号さく井掘替工事」を受注及び施工実績を有するのですが、かなりの年月が経過していることから、契約書等を含む証明する書面がありません。(φ406.4mm×300mの工事仕様)このような場合、本案件参加資格要項満たしていると判断し、本案件に応札可能と判断してよろしいのでしょうか。	落札候補者には、事後審査に必要な証拠書類の提出を求めています。(入札実施要領 20、事後審査 参照) 入札実施要領 20、事後審査(3)エに記載の書類のほか、発注機関が証明した施工実績証明書など、13 入札参加資格(6)の受注実績が確認可能な書類を提出していただき、事後審査を行います。